

うらかぜ吹奏楽団規約

第1章 総則

(名称)

第1条

1 当団は、「うらかぜ吹奏楽団」と称する。

(目的)

第2条

1 当団の主たる目的は演奏活動であり、これを通じて豊かな音楽性と技術的な向上をめざす。

(事業)

第3条

1 当団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 月3回以上の練習
- (2) 定期演奏会
- (3) その他、当団の目的を達成するために必要な事業

第2章 団員等

(団員)

第4条

1 当団の団員は、次の各号に掲げる者によって構成される。

- (1) 高校生以上で入団を希望し、団規約を承諾した上で入団届けを提出したもの。ただし、高校生は親の承諾を必要とする。
- (2) 第5条に規定される準団員
- (3) 第6条に規定される演奏会団員

(準団員)

第5条

1 当団の準団員は、中学生で特に入団を希望し、団規約を承諾した上で専用の入団届けを提出したものである。

2 準団員からは入団費および団費、演奏会費等を徴収しない。ただし、個人負担となる出費に関しては相当額を別途徴収するものとする。

3 準団員は、準団員に関するのみ議決権を有しない。

4 準団員は専用の入団届けに記載されている事柄以外は、正規の団員と同じ扱いとする。

(演奏会団員)

第6条

1 当団の演奏会団員は、定期演奏会のみ活動参加を希望し、団規約を承諾した上で専用の入団届けを提出し、役員会によってこれを承認されたものとする。

2 演奏会団員からは通常会計の入団費・団費を徴収せず、演奏会費や、合宿費・消耗品など演奏会にかかわる費用を徴収するものとする。

3 演奏会団員は、総会において議決権を有しない。また、議長が認めた場合に限り、発言権を得る。

- 4 演奏会団員は、定期演奏会以外の活動は基本的に認めない。ただし、当団から賛助として依頼をした場合のみ例外とする。
- 5 演奏会団員は、団規約に明記してあること以外に関しては、通常団員と同じ扱いとする。
- 6 演奏会団員は、可能な限り、選曲や定期演奏会に関する発言権を有する。

(入団、休団、退団)

第7条

- 1 入団希望者は、入団希望日から最大1ヶ月間の仮団員期間を経て、団員となることができる。仮団員期間は、団費を徴収しない。団費の発生は、入団届けに明記してある入団日とその月の15日以前ならば当月、16日以降ならば翌月とする。
- 2 団員は、半年以上活動に参加できない場合、無制限に休団することができる。ただし、役員会に申し出のあった場合、半年以下の休団を認める場合がある。
- 3 退団及び休団は、申し出月の末日を持って受付とし、当月までの団費払い込みによってその申し出とする。
- 4 第1項から第2項に係る手続きは、団長、副団長両名の承認を要する。

(懲戒)

第8条

- 1 当団は、団員の責により、当団の目的遂行の妨げとなる事態、又はその恐れがあると推察される場合、速やかに委員会を設置して当該団員を徴収し、矯正に対処するものとする。
- 2 前項の委員会は、役員及び団長が指名した者をもって構成する。
- 3 団費滞納者に対しては、会計がこれを催促し、支払いがなされない場合には役員会で検討し解決に当たる。
- 4 団員は第1項及び第3項の決定に従うものとする。

第3章 音楽監督

第9条

- 1 音楽監督は役員会の推薦を経て団長が任免する。
- 2 音楽監督の仕事は当団の音楽面の指導や選曲への関与を主とする。

第4章 役員

(種類及び定数)

第10条

- 1 当団は、次の各号に掲げる役員を置く。

| | |
|----------|----|
| (1) 団長 | 1名 |
| (2) 副団長 | 1名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 会計監査 | 1名 |
- 2 前項の役員は、団員の中から総会において選出するものとする。
- 3 役員の任期は総会終了時から次年度総会開始時までとする。ただし再任は妨げない。
- 4 役員に任務を遂行できない理由が生じたときは、総会において補充するものとする。
- 5 前項による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第4項の規定は、第23条第2項の規定を妨げるものではない。

(役員職務)

第11条

- 1 前条第1項に掲げる役員の主たる職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 団長は、当団を代表し、全体を統括する。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、役員会の調整にあたる。また、団長に任務が遂行できなくなった場合、後任者が決まるまでの間、団長の職務を兼任する。
 - (3) 会計は、会計を司り、総会で承認された予算に従い、適切な運用を行うものとする。
 - (4) 会計監査は、会計報告を監査する。

第5章 係

第12条

- 1 当団には次の各号に掲げる係を設置するものとする。
 - (1) 選曲
 - (2) 管理
 - (3) 広報
 - (4) 渉外
- 2 各係構成員は各係長の下に、団員により構成される。

第13条

- 1 前条1項に掲げる係の主たる職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 選曲係は、選曲及び譜面・保管の調達を行う。
 - (2) 管理係は、当団の所有する物品を管理と活動の保管を行う。
 - (3) 広報係は、ホームページの管理及び当団の宣伝活動を行う。
 - (4) 渉外係は、練習場所の確保とその連絡をする。

第14条

- 1 係構成員は総会時に決定し、その任期は総会終了時から次年度総会開始時までとする。ただし再任は妨げない。

第6章 臨時委員会

(臨時委員会の設置)

第15条

- 1 臨時委員会とは、特別な事態が生じた場合に、役員会によって設置・解散できるものである。
- 2 臨時委員会委員長は、役員会により任命される。
- 3 臨時委員会の委員は臨時委員長の下に、団員により構成される。

第16条

- 1 委員の任期は、臨時委員会が解散するまでとする。
- 2 委員に任務を遂行できない理由が生じたときは、委員長によって補充される。
- 3 前項による担当の任期は、臨時委員会が解散するまでとする。

第7章 総会

(総会の構成)

第17条

1 総会は、当団の最高意思決定機関であつて、団員をもって構成する

(総会の権能)

第18条

1 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業報告 (役員会)
- (2) 事業計画 (役員会)
- (3) 決算報告 (会計)
- (4) 予算案 (会計)
- (5) 規約改正
- (6) 役員および係の改選
- (7) その他必要事項

(総会の種類及び開催)

第19条

1 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

2 定期総会は年に2回、原則として9月に1回、2月から3月に1回、開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(総会の召集等)

第20条

1 総会は、団長が召集し、団長が議長を、副団長が副議長を行う。

2 団長は、総会を召集の際、議事録作成のため書記を1名以上選出する。

3 団長は、団員の過半数以上の請求があつたときは、すみやかに、総会を召集するものとする。

(総会の成立要件)

第21条

1 総会は、団員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 総会を欠席する団員が、あらかじめ委任状を提出したときは、当該総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第22条

1 総会の議決は、委任者を除く出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第8章 役員会

(役員会の構成)

第23条

1 役員会は、第10条第1項に定める役員を持って構成する。

(役員会の機能)

第24条

1 役員会は、当団の運営に関する事項等について審議し、団員に報告する。

- 2 役員会は、役員に任務を遂行できない理由が生じたときは、当該役員の代理を団員から選任することができる。
- 3 前項で選任された代理の任期は、当該理由が解消するまで、又は、次回の総会までのいずれか早い方とする。
- 4 役員会は、各係の職務を定めることができる。
- 5 役員会は、各係の構成員を必要に応じて改廃することができる。
- 6 役員会は臨時委員会を設置・解散することができる。

(役員会の召集)

第25条

- 1 役員会は、役員が必要に応じて団長に申請し、団長がこれを召集、開催するものとする。
- 2 役員会は、第23条の規定にかかわらず、役員以外の団員を役員会に召集することができる。

(役員会の議決)

第26条

- 1 役員会は合議により決する。

第9章 財務

(経費の支弁)

第27条

- 1 当団の経費は、団費収入、事業収入、その他の収入をもって支弁する。

(団費等)

第28条

- 1 団費の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 団員 2,000円 (休団中1,000円)
 - (2) 高校生 500円 (休団中300円)
- 2 入団の際に、入団費として1,000円徴収する。
- 3 定期演奏会、その他の事業への参加に要する費用は、必要に応じ、別途徴収するものとする。

(名称未設定)

第29条

- 1 当団の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

第10章 その他

(依頼演奏者)

第30条

- 1 当団は第2条の目的達成のために、役員会および音楽監督の協議によって団員以外に演奏を依頼することが出来る。
- 2 依頼演奏者の報酬についてはその都度、役員会の協議によって決定する。

(依頼演奏の役割分担)

第31条

- 1 イベント等の出演依頼があった場合は、役員会で検討する。
- 2 当該イベントに参加する場合は、役員会を経て臨時委員会を設置する。

(合宿練習、演奏旅行等)

第32条

- 1 宿泊を伴う練習・演奏会は激務となる可能性が高いため、その都度、役員会が担当者の選出を行う。
(備品の貸借)

第33条

- 1 楽器、楽譜等の貸借については、団長、副団長、担当パートもしくは係の承認、及び、書面による取り交わしを要する。
(委任)

第34条

- 1 この規約で定めるものの外、この規約の施行に関し必要な事項は、役員会が細則で定める。
(改約)

第35条

- 1 この規約は、総会をもって改約することができる。

附則

(施行期日)

第1条

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
(改定期日)

第2条

- 1 この規約は、平成15年10月1日から施行する
(改定期日)

第3条

- 1 この規約は、平成15年3月14日から施行する
(改定期日)

第4条

- 1 この規約は、平成16年9月12日から施行する。
(改定期日)

第5条

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

第6条

- 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 団体名を「うらばん」から「うらかぜ吹奏楽団」へと改称する。

第7条

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。